



# 6月の市議会定例会報告

6月3日から18日まで、16日間の会期で開催されました。この議会では、条例案5件、予算案2件、事件案3件のあわせて10件が審議され、いずれも原案どおり可決となりました。また、議員提案による意見書などについても審議されました。ここでは主な内容をお知らせします。

## 条例

「中野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」の一部改正

国の育児・介護休業制度の見直しによる関係法律の改正に伴い、育児または介護を行う職員の勤務時間等について所要の改正を行いました。

「中野市一般職の職員の育児休業等に関する条例」の一部改正

国の育児・介護休業制度の見直しによる関係法律の改正に伴い、職員の育児休業および部分休業について、所要の改正を行いました。

「中野市職員の退職手当に関する条例」の一部改正

雇用保険法の改正による同法の適用範囲の拡大に伴い、同法の適用対象外である公務員について、非公務員と同様の措置を講じるため、所要の改正を行いました。

「中野市下水道条例」の一部改正

市町村が行っている登録事務の一部について、事業者の負担軽減と市町村の事務処理の効率化を目的に、財団法人

長野県下水道公社において実施することに伴い、所要の改正を行いました。

「中野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正

雇用保険法の改正に伴い、企業職員についても一般職の職員と同様の措置を講ずるため、所要の改正を行いました。

## 補正予算

### 《一般会計》

平成22年度の一般会計予算に、3億6970万円を追加して、補正後の予算総額を、195億6620万円としました。主な歳出の内容は、次のとおりです。

### 《総務費》

●一般諸費で一本木区集会場新築工事に対する公会堂建設補助金600万円を追加  
《民生費》

●高齢者福祉費で、デイサービスセンター「うまし苑」の過装置取替工事費等271万1千円を追加  
●保育所費で「みよし保育園」天井張替整備に伴う、保育所施設管繕工事費等185万円を追加

### 《衛生費》

●保健衛生総務費で、医師確保対策として、産科医等確保支援事業補助金201万2千円を増額  
《農林水産業費》

●耕種園芸費で、農作物有害鳥獣対策として、割当内示および県補助金交付要綱変更に伴う、害獣対策事業補助金52万円を減額  
●耕種園芸費で、地域バイオマス利活用として、事業費変更に伴う、地域バイオマス利活用交付金162万2千円を増額

### 《土木費》

●交通安全対策特別事業費で、県民交通安全共済事業交付金配分に伴う、交通安全施設設置工事費483万2千円を追加  
《消防費》

●消防施設費で、消防詰所改修に伴う、消防施設整備事業補助金100万円の追加  
《特別会計》

平成22年度の農業集落排水事業特別会計予算に、600万円を追加して、補正後の予算総額を、6億6955万7000円としました。主な歳出の内容は次のとおりです。  
《農業集落排水事業費》

●排水施設建設費で、新たに取付管整備に伴う、管路施設工事費600万円を増額

## 財産の取得

基幹システム機器の取得  
住民情報を処理する目的で導入した「基幹システム機器」について、耐用年数の経過に伴い更新するため、新たに購入します。  
ロータリ除雪車の取得  
円滑な除雪体制を確保する目的で導入した「ロータリ除雪車」が、老朽化したことに伴い更新するため、新たに購入します。

## 市道の認定

道路網の整備および宅地開発による道路の新設に伴い、市道路線に認定し、道路網を再編成します。

ご存じですか

## 福祉医療費制度

福祉医療費とは、乳幼児等、障害者、母子家庭、父子家庭の方を対象に、医療費の自己負担の一部を給付するものです。

医療機関では必ず受給者証を提示してください

問い合わせ先

福祉医療費の給付を受けるには、受給者証の交付申請が必要です（一部を除く）。申請の際には保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、通帳をお持ちください。  
市役所代表 ☎2111  
乳幼児等に関して：子育て課  
子ども支援係（内線356）  
乳幼児等以外に関して：福祉課  
課厚生保護係（内線255）  
豊田支所地域振興課市民生活係 ☎3111（内線132）

区分	支給対象者
乳幼児等	0歳から小学校6年生まで（小学校4年生以上は入院のみ対象です。対象者には、受給者証の交付がありません。入院したときは市役所窓口で支給申請してください）
身体障害者手帳交付者	1級～4級 （4級は所得税非課税世帯が対象）
療育手帳交付者	A1～B2 ※B2は所得制限あり（特別障害者手当）
精神障害者保健福祉手帳交付者	1級…所得制限あり（特別障害者手当） 2級…市民税または所得税非課税の方（世帯員は1級と同じ所得制限） 3級…市民税非課税世帯が対象
65歳以上の国民年金法該当者	障害基礎年金（1級および2級）を受給している方
母子家庭・父子家庭	18歳未満（高等学校卒業まで）の児童と扶養している方 ※父子家庭は所得制限あり（児童扶養手当）

75歳以上の方すべてが加入する医療保険

## 後期高齢者医療保険制度

平成22年度の住民税額確定に伴い、平成22年度保険料決定納入通知書を7月中旬にお送りします。

保険料の金額、計算方法については、通知書および同封のチラシをご確認ください。

また、7月末までに新しい保険証を自宅に郵送します。この保険証は、保険に加入していることを証明するものです。大切に保管し、医療機関を受診するときは、必ず持参してください。

## 保険料

被保険者一人ひとりにかかります。一人当たりの保険料額は、その方の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と被保険者の全員が均等に負担いただく「均等割額」との合計額になります。

均等割額36,225円
+
所得割（前年中の総所得金額－基礎控除額33万円）×率6.89%
＝
保険料（年額）

## 保険料の納付

原則、年金から引き落とし（特別徴収）となりますが、お送りする納入通知書に同封する通知文により、納付方法をご確認ください。

## 保険証

1年更新のため、毎年7月末までにお送りします。また、保険証に記載の負担割合（医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合）は1割か3割です。

3割の方は現役並み所得者の方になります。なお、現在お使いの保険証は、8月1日から使えませんので破棄してください。

## 75歳の誕生日を迎える方

加入手続きは不要です。保険証は75歳の誕生日を迎える前日までに自宅へ郵送します。また、保険料については、誕生日の翌月にお知らせします。



※中野市国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の方へ、7月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。  
※現在、お使いの「受給者証」は8月1日から使えません。また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。

問い合わせ先  
市役所福祉課 国保医療係  
☎2111（内線296）